

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知について

令和7年4月1日
光市入札監理課

このことについて、次のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

1 対象工事

光市が発注するすべての建設工事を対象とします。

2 内容

(1) 発生するおそれのある事象

ア 主要な資機材の供給の不足もしくは遅延又は資機材の価格の高騰

イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

※一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれます。

(2) 落札決定から請負契約を締結するまでの間に、落札者から発注者に通知する。

(3) 通知書を提出した場合、又は提出しない場合であっても、請負契約の変更について、発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

3 適用基準日

令和7年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。